

「再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題  
行政対応追加検証委員会（公開部分）」の概要

日 時：平成23年11月18日（金） 17：45～19：10

場 所：本館4A会議室

出席者：（委 員） 池田委員、磯村委員、木邊委員、渡部委員

（事務局） 琵琶湖環境部管理監：藤本

循環社会推進課長：中村

最終処分場特別対策室：岡治室長、井口参事、伊藤主幹、  
平井副主幹、秦副主幹

循環社会推進課参事（廃棄物指導担当）：田中

循環社会推進課参事（廃棄物監視取締対策室）：米田

（栗東市） 井上課長、太田係長

（傍聴者） 0名

（マスコミ） 4社

（出席者数 20名）

司会（事務局）：委員の皆さんこんばんは。ただ今から第一回目となります再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会を開会させていただきます。開会にあたりまして、琵琶湖環境部管理監、藤本よりごあいさつを申し上げます。

管理監（事務局）：失礼いたします。皆さんこのような夕刻にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日第一回の追加の検証委員会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。委員をお願いさせていただきました皆様方には、それぞれ大変ご多忙の中、今回の委員を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、この問題の発生につきましては、平成19年2月にRD最終処分場問題行政対応検証委員会を設置いたしまして、第三者の見地から、またかつ専門的な見地から、この問題に対する県の一連の対応につきまして、行政の責任、あるいはかかる不祥事が再び起きないための対策等につきまして、平成20年2月にご提言をいただいたところでございます。

今回、お願いさせていただく4名の委員の内、3名の委員様におかれましては、また引き続きお願いさせていただくと言うことで、よろしく願いいたしたい思います。また、今般新たに磯村先生をお願いすることになりました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、ご提案をいただきまして、その後対策工事に着手する予定にしておりましたが、その工事内容等につきまして、住民の方々との思いが、もう一つうまく一致しませんでしたので、それ以後も引き続き、皆様、住民の皆様方と話し合いを続けてまいりました。

今般、今までの調査で見つかりました有害物等を撤去する一次対策工事を行うことにつきまして、地元自治会のご了承いただきまして、来年度に実施すべく手続きの準備を

進めているところでございます。残る全体の対策につきましても、話し合いを進めながら行っていき、この長きに渡ってこの問題につきまして、一日も早い問題の解決に努めたいと考えております。

さて、今回の行政対応追加検証委員会におきましては、先の検証委員会でご提言いただきました何個かの様々な課題、これにつきまして、再度、時間も経ちましたので、検証いただきたいというふうに思っております。県と致しましては、いろいろな形でご提言を貴重なものとし、取り組みを進めてまいりましたが、まだまだ不十分な点もあろうかと思えます。そういう意味から再び皆様方の専門的、あるいは第三者という観点から検証頂きたいというふうに考えております。この検証、追加の検証委員会のまた提言をいただきまして、更に本県の産業廃棄物行政のより一層の適正な推進のために、皆様方のお力をお借りさせて頂きたいと考えております。

これから、事務局の方からいろいろとご説明をさせていただきます。その点につきまして、委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきまして、滋賀県のために、よりよい行政が行えるようによろしく願いいたしたいと思えます。

簡単ではございますが、冒頭に当たりましてのお願いとごあいさつに代えさせて頂きたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

司会：ありがとうございます。委員の皆様への委嘱状につきましては、事前にお席の方に配布させていただいております。ご了承願います。委員の皆様には本日より平成24年3月31日までの間、委嘱をお願いさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて本日は初めての会合でもございますので、委員の皆さんをご紹介させていただきます。今回の委員会では、4名の皆様に委員をお願いしております。それではご紹介させていただきます。

池田委員でございます。

池田委員：池田でございます。どうぞ宜しくお願いします。

司会：池田委員は前回の検証委員会の委員長としてご尽力いただきました。

続きまして磯村委員でございます。

磯村委員：磯村です。よろしく申し上げます。

司会：磯村委員は、初めて委員に就任していただきました。現在、島根大学大学院法務研究科教授で、行政法をご専門にされています。

続きまして木邊委員でございます。木邊委員は、前回の検証委員会の委員としてご尽力いただきました。

続きまして渡部委員でございます。

渡部委員：渡部でございます。よろしくお願いいたします。

司会：渡部委員は、前回の検証委員会の委員としてご尽力いただきました。

委員の皆さんはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは後になりますけれども、本日出席しております滋賀県の職員の方をご紹介させていただきます。それでは、紹介いたします。琵琶湖環境部管理監の藤本です。

事務局：どうぞよろしくお願いいたします。

司会：琵琶湖環境部循環社会推進課長の中村です。

事務局：中村です。よろしくお願いいたします。

司会：最終処分場特別対策室長、岡治です。

事務局：岡治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：循環社会推進課参事の田中です。

事務局：田中でございます。よろしくお願いいたします。

司会：廃棄物監視取締対策室参事、米田です。

事務局：米田と申します。よろしくお願いいたします。

司会：最終処分場特別対策室参事の井口です。

事務局：井口です。よろしくお願いいたします。

司会：同じく最終処分場特別対策室の秦です。

事務局：秦でございます。よろしくお願いいたします。

司会：同じく平井です。

事務局：平井と申します。よろしくお願いいたします。

司会：伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、栗東市からも、2名ご出席いただいております。

それでは、委員会の設置目的等、及び全体のスケジュールにつきまして、事務局の方

から説明をさせていただきます。

事務局：それではご説明いたします。配布いたしました資料の議事次第をめぐっていただきますと、ホッチキス止めの資料といたしまして「再発防止および事業者責任追及に係る RD 最終処分場問題行政対応追加検証委員会設置要綱」という資料がございます。こちらに沿って設立されるということになりますので、その内容をご確認させていただきます。

趣旨でございますが、先ほど冒頭に当たりましてごあいさつ申し上げましたように、前回の検証委員会の後、その後の滋賀県の行政対応なり、責任追及なりの状況がどうであるのかというのを検証するというのが目的でございます。

所掌事務でございますが、そのために2つ大きな項目がございます。1つには、前回の検証委員会からご提言いただきました再発防止策、これにつきまして今現在どのような取り組みがなされているのかということについての評価という点と、もう1点が、RD社の破産手続開始決定後の責任追及に関する滋賀県の取り組み状況に係る検証に関すること、この2点が議題となっております。

組織でございますが、ご着席いただいております4名の委員様にお願いしております。その中から互選により委員長を定めるということになっております。また、委員長は、委員長の職務代理の方をご指名いただくということになってございます。

それから、冒頭にご説明いたしましたとおり、委嘱の日から24年3月31日までが任期となっております。

少し飛ばしまして、会議の公開の件でございます。ページをめぐっていただきまして6項目、第5条の6項目になりますけれども、会議は原則公開と致します。ただし、個人情報保護その他の理由により委員長が必要と認めるときは、公開しないことができる、となっております。今回、特に責任追及の関係では、こちらの方から、たとえば措置命令をかけたとか何か強制執行をしたり、というようなことで、財産上の措置を講じて回収を図っていく、そういったことも対象になってまいりますので、そのあたりの情報は非公開ということになるのかと事務局では考えております。これにつきましては、また会議の公開に関する方針、あるいは傍聴の要領、そのようなものを定めて進めていかせていただきたいというふうに考えております。

次に、第6条、結果の報告ですが、委員長は結果を知事に報告するという形になっております。

それから先ほどの非公開との関係もございしますが、守秘義務についてでございます。委員は職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする、ということでございます。以上でございます。

司会：ただ今事務局の方から説明がありましたけれども、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に委員の皆様には、今説明していただきました設置要綱に基づいて、委員長の選任についてお願いしたいと思います。委員長の選任につきましては、行政対応追加検証委員会設置要綱第3条3項により、委員の皆様の互選とされております。

事務局と致しましては、前回の検証委員会の委員長の池田委員に引き続きお願いさせていただくのではどうかと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか？

各委員：異議なしです。

司会：それでは、池田委員を委員長として選任することよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、お手数ですが、池田委員、委員長席の方へ移動をお願いいたします。

司会：それでは行政対応追加検証委員会設置要綱第5条第1項により、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長：只今、委員長に選任されました池田でございます。今度の追加検証委員会は、前回と比べて期間は非常に短いわけでございますけれども、委員の皆様のご協力を得まして、適正なる検証をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではですね、一応規定に従いましてね、要綱の第3条の第5項に、委員長代理を指名させていただくということになっておりますので、私の方から、また前回と同様に渡部先生をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

渡部委員：こちらこそ。

委員長：ご了解いただきましたので、私に何か事故があった時には、委員長代理として渡部先生をお願いするということにいたします。

それからさっきちょっと出てましたけれども、委員会の公開と傍聴の要領ということについて、この資料が付いてるわけですが、事務局の方から説明をしていただいた方がとっぴりばやいので、事務局の方からよろしくお願いします。

事務局：はい、お手元でございます、「再発防止および事業者責任追及に係る RD 最終処分場問題行政対応追加検証委員会の運営に係る取り扱いについて（案）」という資料がございます。

第1項に規定しております内容ですが、委員会の会議の公開の可否の判断に当たっては、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」という滋賀県の指針がございますが、それに準じて委員会の長がその会議に諮って定めるという形にさせていただいてはいかがかと思っております。

それから次に、会議の傍聴要領についてでございます。本日は傍聴の方はいらっしゃいませんが、委員会の会議を公開で開催する場合は、円滑な傍聴を実施するため、予め、傍聴要領を定めるということ。

それから議事録の取り扱いについては、各回の会議について、その審議の内容を記録した議事録を各委員の皆様にご確認いただいた上、作成すると。

それから議事録の公開については、作成した議事録の内、公開した会議に係るものを

県のホームページで公開する、という方針にしてはいかがかと思います。

めくっていただきまして、「傍聴要領」の案でございます。傍聴される方は次の事項を遵守してください、ただし、議事の内容によっては非公開とされ傍聴できない場合があります、といたしまして、傍聴の場合の手続きが定められています。予め案内した時刻までに受付をしてください。受付の時点において定員を超えた場合には抽選にいたします。定員に達しない場合には時間を過ぎても参加していただけます。委員長の許可を受けて傍聴する方は所定の場所で傍聴してください。

それから、2項といたしまして、傍聴する際の遵守事項。会議の進行を妨害するような、ここに書かれております、(1)号から(7)号に書かれておりますような行為をしないよう求めるものでございます。

それから3項といたしまして、会議の秩序の維持のために傍聴の方は係員の指示に従っていただくということが書いてございます。

この会議の公開の可否の決定でございますが、取り扱いについて(案)という1枚目の資料に、可否の判断に当たっては、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」第2(1)に準じてということの規定してございます。

この指針は一般的な滋賀県の審議会等の取り扱いについて定めたものでございますが、その第2(1)というのが何を規定しておりますかと申しますと、附属機関等の会議は、滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる条項に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することによって円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとする、という指針が書かれてございます。

情報公開条例第6条各号に掲げる事項に該当する場合には非公開ということになるわけでございますが、その第6条各号の中に、添付の資料でございますが、滋賀県情報公開条例第6条第2号、ここに法人に係る一定の情報について非開示にするという規定がございます。法人その他の団体に関する情報であって、アでございますが、公にすることにより当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。これに該当するおそれがある情報が今後出てまいる可能性があるということでございます。

それから1枚めくっていただきまして、同項の第6号でございます。県の機関または国などが行う事務であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、といたしまして、そのアに掲げております、監査、検査、取り締まり等につき正確な事実の把握を困難にするおそれ、あるいは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ、このような可能性がある情報につきましては、非開示とできるというふうに情報公開条例で定められているところでございます。

従いまして、今後このような情報が議題として上がってくる際には、その旨、一言、ご議論をいただきまして、非公開という扱いにするということになるろうかと思っておりますので、その点につき、このような、取り扱いについてというようなものを定めてはどうか、という趣旨でございます。

委員長：はい、どうもありがとうございます。早い話がですね、この滋賀県の会議の公開

に関する方向性ということですね、従来と同じようにこの追加検証委員会も原則は公開だということにやっていただくということですね。ただし、その設置要綱の第 5 条の 6 項ですか、そこにありますように、いわゆる個人情報の保護とか、先ほど読みあげていただいた情報公開条例のいわゆる適用除外事項に該当するようなことが審議の対象になった時には、委員長が必要と認める時ということで、非公開にするということを一応申し合わせておきたいということですけど、それでよろしいですか。

ですから、傍聴につきましてもですね、非公開の審議案件を扱うような話になればですね、途中から傍聴者の人には退席していただかなければいけないという話になるんですけど、どうなんですか。前はたくさん見えたでしょう。

事務局：ええ、そうですね。前は住民の方のヒアリングなどもありましたし。

委員長：ああ、あったですね。

事務局：行政の問題を明らかにするという意味で・・・

委員長：一応なんかそういう公開の会議を開く時には、しかるべく広報課かどっかに連絡しとかないかんわけでしょう。そうすると、なんかホームページかなんかに何月何日の会合公開とかって出るわけでしょう。

事務局：はい、県のホームページにも今現在載ってございますし、

委員長：今日のも載ってるの。

事務局：はい。

事務局：県政 e しんぶんという県全体の情報を提供するページのトピックスが出てくるところに載っているということと、あと、記者の方々に資料提供させていただきまして、今日お見えになっていらっしゃるということです。

委員長：それで結構だと思いますよ。それから、この委員の皆様が開会時間より早くに皆顔合わせてもですね、その開会時間にならんとね、会議が開くことができない、やっぱり予定の時間から始めなきゃいけないということになってしまうんですね。そういうことで抜っていくということで、一応申し合わせはしておきたいと思いますね。はい、どうもありがとうございました。

それでは、一応、また、お手元の議事次第に戻っていただきまして、議事の方の最初に、これまでの経過についてということになっておりますけれども、今回の追加検証委員会の前身であるところの、先の検証委員会で、この平成 20 年 2 月にこの報告書を提出したわけですけどね。それから 3 年、4 年弱ですか、4 年弱になっちゃうんですね、もう早いもので。その間に、国へ計画書を産廃特措法の関係で出す予定になってたんだけど、

なんらかの都合でもってですね、今日に至ってもまだ出していないと。だけれども、13年、2013年か、2013年3月31日にそれ期限切れになるんですな。それからあの法律が延長になる可能性もあるわけですか。

事務局：そうです。

委員長：もう延長になってるんですか。

事務局：いや、まだこれから、

委員長：まだですね。だけれども、一応は今の法律では、3月31日の現状というか、なってるわけですね。

事務局：そうですね、25年3月31日。

委員長：平成25年の3月31日ですね。だから再来年の3月31日ということで、できれば間に合うような格好で、県としては、国に計画書を提出したいということもあるんですな、これ。

事務局：そうです。

委員長：それからその間ちょっと間があいてるから、その間の検証を付け加えなきゃいけないので、皆さんにお願いします、ということで我々も理解しているわけですけど。じゃあまあそういうことで、平成20年の2月以降のね、そういう経過について、ご説明の方よろしく願いいたします。

事務局：はい。それでは、お配りさせていただいております、この横長のこの資料に基づきまして、ご説明させていただきます。この資料は1ページと2ページは概要版ということで、3ページ、4ページ、5ページ、6ページで詳しく書いているのを、1ページと2ページに要約している。7ページでまた違う資料をつけてあります。これに基づきましてご説明させていただきます。

只今、委員長おっしゃっていただきましたように、前回の検証委員会では、ここの資料にございます1ページの一番上の、RD社の破産手続き開始決定があったというところまでを対象として検証いただいたところでございます。

その後、18年6月22日、滋賀県RD問題対策会議ということで、県庁内における関係部局の会議を設置したということでございます。

18年10月6日、これ対応方針と書いておりますが、これまでRD社が破産をしてない時期につきましては、RD社に対しまして改善命令等により、その支障の原因者に改善をさせていたというところでございますが、破綻したため、今後は県が取り組みを行うということで、一つの方針を立てたところでございます。

一つは、事業者および排出事業者で違法な処分を行ったものに対して責任を追及するということが一つでございます。もう一つは、ドラム缶等による環境汚染の問題の解決のために、科学的、専門的な検討を行い対応策を検討するというので、後で出てきます対策委員会を設置するというのが二つ目でございます。もう一つは、先の検証委員会の関係でございますが、これまでのこういう問題が起きた県の行政対応を検証するというので、検証委員会を設置する。こういう大きな3つの方針を10月6日に立てて、県議会に説明したところでございます。

次のところ、12月26日から20年の4月9日までというところでございますが、これが、RD最終処分場問題対策委員会ということで、処分場の調査とか、環境汚染、違法埋立の課題を整理して、生活環境保全上の支障を除去する効果的、合理的な対応の検討をしていただいたところでございます。15回開催をいただきまして、4月9日に報告をいただいておりますというところでございます。

次、19年2月27日から20年2月25日ということで、先の検証委員会、これ12回開催をいただきまして、こういう問題が起きた、県は未然防止のための対応ができていたか、また、問題が発生してから必要な行政対応をしたか、ということを検証いただきまして、組織上の対応の問題点と行政責任を明らかにしていただいたというところでございます。

これは20年2月25日に報告書をいただきました。4月9日には先ほどのRD処分場問題対策委員会から報告を知事にいただきました。これが、お手元にいろいろたくさん資料ある中の対策委員会の委員会報告（答申）です。

この内容を見ていただきますと、50ページを見ていただきたいわけでございますけれども、いろいろ、問題を整理したり、調査をしたり、ということでございますが、最終的に対策工をどうしていくかというところを最後に検討いただきまして、50ページを開けていただきますと、ここにありますように、実施すべき対策工ということで、委員長を除く出席者11名の過半数である7名の委員が、A-2案を支持したということで、欠席した1名を足して、A-2案が8名。委員会は18名の委員会でございますが、A-2案が8名。次のD案、原位置での浄化・一部掘削撤去案というのにつきましては、7名の委員が支持をされたというものでございます。

この内容につきましては、A-2案につきましては、全量、廃棄物を全量撤去して、埋め戻せるものは埋め戻すということプラス、焼却炉を解体撤去すると。これが、対策委員会の推奨すべき案とされたところでございます。D案、次点の案につきましては、原位置浄化策ということで、原位置で困って、地下水・浸透水を汲み上げて浄化すると、こういう案でございます。これが7名と。こういう結論が出たところでございます。

元の資料に戻っていただきまして、20年5月11日でございますが、この答申を受けまして、知事と住民の皆さんとの意見交換会を開催を致しました。地元栗東市の中央公民館に108人の住民が集まっていたいただきまして、意見交換をしたということで、住民からの意見を聞かせていただいたというところでございます。

次、20年5月15日には、実施計画策定の基本方針の公表ということで、滋賀県議会の常任委員会におきまして、先ほど見ていただきましたように推奨案とされた全量撤去というものと、次点の原位置浄化策という案がございましたけれども、このうちの、原位置浄化策というものを、県の今後進めていく対策工の候補とするということを選定を

させていただきまして、県議会で発表させていただいた。これにつきましては、経済的、効果的、という部分で先ほどの全量撤去の金額が大きいということで、それよりも下の金額で効果的な候補であるということで、推奨された案ではないんですけれども、県としては D 案をこれから選んでやっていきたいということを県議会で説明させていただいたところでございます。

次に 5 月 28 日と書いておりますが、地元説明会、この案につきまして、地元へ説明させていただきました、ということでございまして、地元 7 自治会、対象自治会は 7 自治会でございますが、説明会を開催させていただきました。これ一回しか書いておりませんが、あと 8 月 6 日から 9 月 21 日を第 2 回、10 月 8 日から 10 月 30 日を第 3 回ということで、地元へ説明をさせていただきました。

その結果でございまして、ちょっと飛ばしましてですね、20 年の 11 月 4 日、各自治会に先ほど言いました原位置浄化策に対しまして、同意要請の文書を送付をさせていただきましたところでございます。この結果でございまして、7 自治会の内、1 自治会が同意ということで、6 自治会がこれに同意をされないという結論となったところでございます。

1 月 28 日には、このような状況ではございましたけれども、栗東市議会に、先ほど申しました原位置浄化策である D 案を原案とします「よりよい原位置浄化策」につきまして、実施計画策定の基本とすることについての同意を求めまして、市議会につきましては、同意するというので議決をいただいたところでございます。ただ、住民の意向を尊重して、住民の合意と納得を図りたいという付帯決議がついたところでございます。

次、2 月 5 日でございまして、栗東市議会の議決をいただき、同意をいただいたところでございますが、先ほど言いましたように、7 自治会の内、1 自治会しか同意がなかったという状況を踏まえて、これ以上実施することは困難ということで、その案の当初予算の見送りの表明を、県議会の方にさせていただいたという状況でございまして。

そのような案を見送ったところから、緊急にやらなければならないことをやっていこうということで、9 月 4 日には焼却炉撤去、水処理施設の稼働というようなことをさせていただくということを地元で説明をさせていただいておるところでございまして。

そのようなことで、先ほどから申し上げましたように、前回の委員会が終わって、県の案を出していくところを計画しておったわけでございますが、この辺で順調にいかなかったというところでございまして。

次のページいきますと、11 月 22 日に先ほどの案で、地元との話がなかなかできない状況の中で、環境副大臣に来県、視察いただいて、住民の意見を聞いていただき、環境省が問題解決に向けて助言するということを表明いただいたところでございます。

環境省と県と詰めまして、1 月 23 日環境省の助言を得て、「環境省からの助言等を踏まえた RD 事案に関する今後の県の対応について」という方針を地元へ説明をさせていただき、各自治会長に対して同意を求めたところでございます。これはどういうものかと申しますと、今の資料の一番最後 7 ページについておりますが、「環境省からの助言等を踏まえた RD 事案に関する今後の県の対応」というところでございます。基本的には、区域内の有害物をできる限り除去する、先ほどの原位置浄化策につきましては、全周回って、中の水を汲み上げて浄化するというのが基本的な考え方でございましたが、今度の県の対応につきましては、区域内にある有害物をできるだけ探して取っていくという

ことを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査をすると。新たにボーリング調査によって、詳細な有害物調査、既存井戸の浸透水・地下水等の測定を行うということで、それで見つかった有害物は除去すると。このために専門家の有害物調査検討委員会を設置する、ということが基本というものでございます。

その他のところの③に書いてますように、この関係で22年度予算は、周辺自治会の同意なしには執行しないものとする、というような方針を自治会に説明させていただいたところでございます。それが22年1月23日というところでございます。

以後、周辺の7自治会と話し合いを重ねまして、6月17日でございますが、7自治会の内の1つ、北尾団地自治会、この自治会が「今後の県の対応」、先ほど言いましたこの有害物探して出すという対策をやるということに対しまして、同意書を提出いただきまして、知事と確認書を交わしたというところでございます。

6月20日には、連絡会と書いておりますが、これは7自治会の内の6つが組織します連絡会という団体を作っておりますが、そこがこの県の対応についての見解を提出して、予算の執行の同意をいただいたところでございます。

8月5日には、この6自治会が覚書を交わして、調査をやっつけようという7自治会同意が得られたところでございます。

以後、10月から、先ほどありました専門家の最終処分場の有害物調査検討委員会を立ち上げて、これまで5回開催をさせていただいて、専門家の助言を得ながら、調査をやっております。調査につきましては、11月から現場の調査をやっているところでございます。以後、調査の内容につきまして、22年6月20日から23年の10月27日、これ直近のところでございますが、周辺の7自治会と18回、話し合いを重ねてまいりました。合意と納得の上で調査を進めて、先ほどからちょっとご説明させていただきましたように、11月14日、先日でございますが、現在まだ調査は進行中でございますが、現在の調査で見つかって、有害物が見つかる場所、これの有害物を出すという対策工を実施することにつきまして、7自治会の合意を得られたという状況でございます。

この対策工につきましては、来年度、24年度に実施するというところで、手続きを進めていると。先ほどの話でありました産廃特措法の対象としていただくために、今年、実施計画の申請をさせていただいて、今年度末に大臣同意をいただいて、来年度にその対策工を実施すると。

これは全体の中の一部でございますが、今後また調査を並行しながら、また全体の対策も自治会、周辺の自治会の方と詰めていきたいと。まずは、一次対策工ということで、現在見つかった有害物を出すことについて合意を得た、こういうような状況でございます。

以上簡単ではございますが、経過ということで、ご説明をさせていただきました。以上でございます。

委員長：はい、ありがとうございます。今お聞きのこと、委員の皆さんから何なりとご質問があれば、お出しいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。結局、この7自治会、結局7自治会でいいんですね。7自治会プラス、もう一つあるんですね。

事務局：今は周辺 7 自治会と話をさせていただいております、前にはその 7 自治会の方々プラス、若干遠くからも集まっていたいた産廃処理問題合同対策委員会という団体がございまして、そこも話をしておいたわけですが、実質上、この合同対策委員会はもう活動されておられないので、今は 7 つの自治会と話をさせていただいている。だから今の一次対策につきましては、すべての自治会に合意いただいたと、こういう状況でございます。

委員長：結局、この対策委員会でその最終処分場において実施されるべき対策工について書いてあるけれども、こここのところも結局全部撤去するんじゃないで、できるだけ撤去するけれども、結局 D 案ということをおね、D 案を一応推進するというので、7 自治会も合意してるということですか。

事務局：前回の対策委員会、対策工いろいろご検討いただきましたが、全部出すという推奨案と、次点の原位置浄化というのがあったんですけども、そこは一旦、住民さんに、県の推進する案が合意いただけなかったということで、新たにそれらの案とは切り離れたところで、有害物を一生懸命できるだけ探すと、有害物をできるだけ取るということをお基本とした対策工を今調査を進めているということでございますので、前回の対策委員会の案とは切り離れたところで、対策工を考えておるということでございます。

委員長：結局、全部撤去という、これ切り離してるけれども、全部の廃棄物を、全量撤去という方針じゃないわけ。

事務局：ではないですね。

委員長：だから強いて言えば、この D 案が推薦されるということはカッコになるということですか。これとは切り離してるけれども。

事務局：原位置浄化策ということで困って浄化が原則というんじゃないで、できるだけ取る。けど、取りきれないので、最終的には浄化ということも必要かもわかりません。あの、D 案を引きずってるという状況ではないということをご理解いただきたいなど。

委員長：結局、そのなんていうんですか、最終的にどういう格好で一応終了したってことになるかという、その最終的なこれで終わりというのは、どういう格好になった時が終わりということになるんですか。

事務局：支障としまして、法面が急峻で崩れる可能性があるとか、あるいは覆土がしてないので廃棄物が飛散するとかいうのはあるんですけど、一番根本的なのは地下水の汚染拡散っていうのが一番大きいので、その原因となる有害物質を今探しております、これをできるだけ取るということによって、地下水の汚染拡散を防ぐということと、それだけでは全部取りきれない、全部が探し出せるということはなかなか難しいので、下

流対策として例えば地下水を汲みあげる、で、浄化して下水道に流すとかいうような案も含めた対策を決めていくわけですが、今、一次対策は、今見つかったやつをとりあえず取ると。あとの全体のことについては調査を進めていくと。だから有害物の状況、まだ最終的な結論は出ておりませんので、その状況を見ながら、全体のことを考えていきたいなということでございますので、ちょっとまだ全体の最終的にこうするんやというのは、決まっておりますが、基本的には地下水の汚染を止めるということが一番の目的になるわけです。

委員長：現在は、その地下水の汚染というのは確認できるわけですね、まだ。

事務局：はい、そうですね。

委員長：そういうのをなくするように、その原因物質をできるだけ取ってしまうと。結局地下水の汚染というのは、数値的になくなると、その、まだその処分場には廃棄物は残ってるんですな。残ってるけれども、それをどっか全部持って行くってことはしないで。

事務局：それは。

委員長：それをこう囲い込んでしまうと。

事務局：囲い込むかどうか、そのへんは有害物がどれほど見つかって、どれほど取れるのかということにかかってくるのかなと。最終的に囲ってしまうのか、ということについては、まだこれからの調査の結果を見て、また住民の皆さんとも話し合いを進めていくと。専門家の意見も聞きながら、ということですよ。

委員長：ああそうですか。そうすると結局そのね、汚染がね、なんぼ掘り返しても、取った物だけでは治まらないというのは考えられますよね。

事務局：そうですね。

委員長：そうするとずっと未来永劫やらないかんって話になって、結局未来永劫って話は全部撤去するということになっちゃうわけですね、そうしたら。

事務局：あの、全部見つけて取れるというのは不可能に近いということもありますんで、一定の下流対策をする必要がある、それがどういうもんなのかっていうのは例えば一つは囲ってしまうっていうのは一つかもわかりませんし、もっと井戸を汲みあげながら下流へ汚染がいかんようにしながらということも、案としては、考え方としてはありますし、いくつかの選択肢がありますんで、今後どういう選択肢を選んで下流対策をやっていくかっていうのが、今後の調査の結果によって、いろいろ検討していくというのが、

これからの課題としてあると。

委員長：そうすると結局、あれですね、いつまでかかるかとかね、どれくらい費用がかかるかっていうのは、それは今のところ。

事務局：ちょっと。

委員長：不確定ということですね。

事務局：全体の対策については、まだ未定ということで。

委員長：ああ、そういうことになるわけですね。わかりました。そしたらまた後で、いろいろご意見あるかしれませんけれども、どうでしょうね、ここら辺のことは、何か今この際ここでちょっと問い合わせておきたいということありませんか。もしないようでしたら、2 番目のね、「再発防止策の提言に係る現在の取組状況について」こっちの方をちょっと説明いただこうと思いますけれども、いかがですか。よろしいですか。

事務局：はい、そうしましたら、まず皆様の方にお配りしている資料の中に、こちらの前回の検証委員会の報告書がございます。この最後の方のページ、35 ページでございますが、こちらの方で再発防止策についてご提言をいただいたところでございます。

従いまして、県としましては、基本的にこの再発防止策としてご提言いただいた内容、これに沿って施策を展開していくという方針でございますが、その中でも、特にいくつか重点を定めて要綱のような形で決めて進めてまいったというのが、21 年度以降の状況でございます。

ですので、この再発防止策、ご提言いただいたこの枠組みに沿って、どのような対応が現時点でなされているのかということをご説明させていただきたいと思いますが、それに先立ちまして、まず、廃棄物処理法、これは頻繁に改正されることで有名な法律でございます。皆様にご審議いただいた後にも、また大きな改正があったところでございます。それについて、若干先に説明をさせていただきたいと思います。

お手元にお配りした資料で、このような A3 の大きな折りたたんだ資料がございます。折りたたんだ資料は恐らく 2 種類あるかと思いますが、このなんていいますか、升目のようになった資料でございます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」これが廃棄物処理法の正式な名前ですけれども、この主要な改正についての説明でございます。

前回ご審議いただきました平成 20 年までの段階で大きな改正があったのは、この表でいいますと、右から 2 番目、平成 17 年の改正まででございます。廃棄物処理法はそれまでに幾度も改正がされて、だんだんと規制が強化されていっておるところでございますが、前回の検証が終わったのち、平成 22 年度には非常に大幅な改正がございました。

その中で、特に排出事業者であったり、あるいは処理業者であったりの義務、あるいはそれらに対する行政側の措置をする権限が拡張される、そういった改正がございましたので、その点について重点的にご説明をまずさせていただきたいと思います。

この資料、この表題が書いてある方が表でございまして、そちらの方まず見ていただきますと、平成 22 年度の一番右側の列でございまして、産廃の排出事業者の処理状況確認努力義務の規定というのが新しく設けられました。後に責任追及のところでも若干出てまいりますけれども、廃棄物処理法は、まず廃棄物を排出する事業者に適正処理の義務というのがあるんだというのが大前提になってございまして、それはたとえその排出事業者が産業廃棄物の処理業者に対して処理を委託したとしても、直ちに失われるものではないということが明確になってございます。この点については、この法律変わりますごとに、基本的に制定当初からそのような精神であったということではあるんですけれども、どんどんその点明示されてきておりまして、平成 22 年度の段階では、排出事業者というのは、最終的に自分が排出した産業廃棄物が適正に処理されたということをきちんと確認する努力義務があるんだという形になってございます。

それからその下でございまして、事業場外で産業廃棄物を保管する排出事業者、これについても、知事に対して事前に届け出るようにというような義務が設けられているところでございます。

さらに、マニフェストの件も強化されてございまして、マニフェスト、今までですと、例えば排出事業者がマニフェストを交付するんですが、その交付されたマニフェストを受け取った側が適切に処理していくというシステムになっていたわけですが、このマニフェストを交付した人にもマニフェストの保存義務を設定する。あるいはマニフェストを交付しないような人の産業廃棄物を受託するということを処理業者に禁止するというようなことが追加されてございます。

さらに、土地所有者は、自分の所有している土地で不法投棄などの疑いがある時には、通報をするという努力義務が設けられたところでございます。

裏側に回っていただきまして、今度は処理をする側の話でございまして。処理施設について定期検査制度というのが創設されました。これまでは、設置時にはいろいろ重い手続きがあったわけですが、その後に特段変更がなくても、定期的に検査をするということが制度化された。

あるいは、設置許可を取り消した後、これは RD 処分場でも似たようなケースでございまして、実際には処分場であった土地、そこを管理しておいた最終処分業者が破たんしてしまった、許可が取り消された、ということになりますと、もはや管理する者がいない土地ということになってしまいますけれども、それが平成 22 年の法律で改正されまして、破たんした、あるいは自分の手を離れてしまった産業廃棄物の旧最終処分場、そういった場所についても、その承継を受けた者などには適正に管理する義務というのが承継されるということになったところでございます。

そのほか、下、若干細かいことですが、いろいろ記録の保存義務であったり、あるいは維持管理情報を積極的に公開する義務であったり、といったことが追加されてきておるところでございまして。

それからその下でございまして、今度は都道府県知事などの行う権限についての規定でございまして。

まず、措置命令を出す対象者、これも年々拡大してきておるわけですが、例えば今回ですと、土地の占有者といった処分を直接していないような方であった

り、あるいは基準不適合の収集・運搬・保管が、これまでは最終処分場、処分した方がメインのターゲットだったわけでございますけれども、こういった方々に対しても措置命令をかける対象が広がってきた。

あるいは、適正処理が困難な場合には、きちんと受託者は委託者に通知しないといけないというような義務が設けられたり、報告徴収、立入検査でいける範囲が広がったり、というような改正がございました。

このように、前回ご答申をいただいて、その後、県としては適切に、あるいはより厳格な、立入検査であったり、そういった対応を強化するという方向にあるところがございますが、法律の方でも年々改正をされまして、非常に適正処理に向けて厳しい規制がされてきているというところでございます。

法律の話は以上でございまして、次に県として、前回提言いただいた内容について、どのような取り組みをしているのか、ということのご説明をさせていただきたいと思っております。

基本は、この答申でいただきました第8項、再発防止策というところでございますが、ここで書いてあります文章をこのような表の形に落とし込みまして、それぞれの項目について、県としていかなる取り組みをしていくのかということを整理いたしましたのがこの表でございます。説明はこの表に沿ってさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。「職員の意識の研鑽」についてご提案いただいたところでございます。あ、その個別の話に入ります前に、県といたしましては、この提言をいただきまして、その後、県として重点的に取り組んでいく方針というのを決めさせていただいております。それが、添付の資料、こちらの方に、「再発防止および事業者責任追及に係る云々の第1回会議資料（再発防止関係）」と書いた冊子がございます。こちらが関係の資料となるわけでございますが、こちらを開いていただきますと、「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」というものがございます。平成21年の4月に施行したものでございまして、これは県が要綱として定めたもの、条例ではありませんで要綱なんですけれども、告示の形式で公にしているというものでございます。

これはRDの事案について検証委員会で報告をいただいた、あるいは、行政対応検証委員会の中でいろいろと行政対応に問題があるというご指摘をいただいた、そのような対応も踏まえて、県としての方針を定めるべく策定いたしましたものでございまして、まず第1章のところで、県の責務として適切な指導、助言、監督をしていくんだ。これは個別には3条、3ページでございまして、要綱の3条に書いてございます。県は処理業者に対して適切な指導、助言、監督を行う責務があると。それから、第2項には、県は、的確に処理業者等に対し、指導、助言を行うために、職員の資質の向上に努めないといけない。あるいは、3項では、処理の全体像を把握しないといけない。4項では、積極的に必要な情報を県民なり、事業者なりに、公表していかないといいない。そのような内容が責務として定められているところでございます。

この要綱自体は、後に出てまいります。他にも法の規制が及ばない領域での事前協議の手続きであったり、あるいは立入検査のやり方であったり、処分の方針であったり、そういったことも定められているものでございまして、このような形で県の方針を明確にして、これに沿って進めていく。組織目標としてもこの要綱の適切な推進を図ってい

くという形で進めているところがございます。

それでは具体的にどのような措置を講じているのかというのがこの表に書いておるところでございます、第1項目、職員の意識の研鑽についての対応ということになります。職員の意識の研鑽についてご提言いただいた背景と伺いますか、評価といたしまして、RD事案においては、県にRD社がわりと優良な事業者だという認識があった。比較的、県の行政指導に従ってもいたと。ですので、平成7年、8年くらいにいくつか苦情などが増えてきた、あるいは不適正な処理をしている事実を押さえたというようなときであっても、なかなか強い態度に出なかった。このことが、RD社に対する県の認識が甘かったのではないかと、というようなご指摘をいただいたところがございます。あるいは、RD社というのは、単なる最終処分場の埋め立てをやっているだけではなくて、他にも中間処理などの施設も設けて、たくさんいろんな種類の廃棄物を受け入れて処理していたと。こういうところでは、往々にして埋立ができないものが埋め立てられるといった不適正な事態が起きやすい、こういう認識を持って、もっと強くあたるべきであった。このようなご指摘をいただいております。

それに対する対応でございますが、1つには、職員の意識をやはり変えるというところが出て参りまして、そのような方策として、まず研修をいろいろ実施しております。

職員の研修としては、アからカまで並べておりますが、この中でも特に、一つ目の産業廃棄物アカデミー、これは国が実施するものでございますけれども、非常に、初任者を対象にしたものではあるんですが、個別のケースに即した具体的な法令の適用について、合宿形式で勉強をするというようなものでございまして、こういった事例に対して精通をする、あるいは、産業廃棄物行政というものの基本的な姿勢というものを、同じく他府県で取り扱っている方々と合宿形式で研修するというようなことが意識の醸成につながるといったようなものでございます。

あるいはその下に書いてございます九州環境技術創造道場というものがあるんですが、こういったところ、これは全国全ての県が参加するというようなものではなく、非常に限られた有志が参加する。都道府県だけではございまして、民間企業なんかも参加しているというものでございますけれども、こういったところにも積極的に職員を派遣して研鑽を積んでおるところでございます。

それから本庁と地方機関の間での意思の疎通を図るという、意識の共有を図るというようなことも重要でございまして、毎月、連絡会というのを開催して、特定のテーマについて具体的な研究を行っておる。あるいは近畿ブロックでも研修会を開催しております。あと他にも下にいくつか書いてございますが、こういった取り組みをしているところがございます。

それからもう一点、環境分野を専門とする職員を拡充することによっても、意識の醸成がはかれるのではないかとございまして、特に滋賀県では、平成19年度から職員の採用区分に環境行政職というのを新設いたしました。これは非常に化学的、ばけがく的ということですが、な知見をもっていながら、かつ、行政職として行政対応的な活動をしていただくということも想定した職でございまして、こういった専門の職種を設けることによって、非常に高い職業意識で環境分野に取り組んでいく方々を採用して配置している、というような取り組みを進めているというところがございます。

それから次に指導監督体制を強化するという観点からいくつかご提言をいただいております。一つには、指導監督権限を適切に行使しなかったのではないかと、というご提言をいただいたところです。

これにつきましては、RD社が問題を起こしている、例えば許可の範囲を超えて掘削しているとか拡張しているという事態に対して、なかなかこう措置命令であったり、改善命令であったり、法に基づいた強制力のある措置を講じなかったというのが問題にされてございました。

その点についていくつかご提言をいただいております。一つには、継続的で効果的な監視の手法が必要であると。なかなか違反の事実が掴めないという点について、いくつかご提言をいただいております。その内容といたしましては、その下の箱に書いておりますように、疑義のある行為を発見したり、あるいは住民から通報があったときには早期に立入検査・報告徴収を行う、そういう方針が必要である。それから、日頃から法令の遵守状況等について立入検査などによって把握しておく必要がある。その二点についてご提言をいただいたところでございます。

それに対する県の対応でございますが、一つには、立入検査の年度計画を作りまして、網羅的に、計画的に執行していくという方針を定めてございます。先ほど冒頭で申しました適正処理推進要綱というものにおきまして、重点的な立入項目を定めた立入検査方針というのを必ず毎年定めるというふうになってございます。これは26から29ページと書いてございますが、そこにその毎年の立入検査方針というのが載ってございます。

なお、ページ数は、実は資料の中にも真ん中あたりにページ数があるものがあって紛らわしいのでございますが、この参考資料のページ数っていうのは、右下あるいは左下に書いてございます、このページ数が参考資料のページ数となってございます。

この26ページから29ページまで、これが立入検査方針でございまして、この中を見ていただきますと、例えば第2項において、【目標】というところがございまして、立入検査の実施率100%というのが目標に定められてございまして、これは、RD社のように優良と考えたところでも、そのような先入観に立って対応するのではなくて、客観的に見るべきであるというご提言をいただいたところでございますので、そのような内容も反映いたしまして、すべての事業者に対して立入検査を行っていくということを明確にしたものでございます。

それから次に住民通報等に対しての立入検査の規定でございまして、これも先ほど掲げました要綱におきまして、そういう苦情や違反行為の情報提供があった場合には、必要に応じて立入検査を実施するということが規定されているところでございます。現に、通報があったところで、県が立入検査を実施して、不適正な事案を発見したという例がございました。

次に、法18条報告の徴収というところでございまして、一つのご指摘としまして、任意の照会だけではなくて、法18条に基づいた、罰則によって担保された報告徴収権というのをもっと活用すべきだというご提言をいただいたところでございます。

これにつきましては、実際に調査する対象というのが年によってあったりなかったりということがございますので、実は30ページにその実績が載ってございますが、実際の場合で直近ですとゼロ（注：この数字は後日訂正している）という結果ではあるんですけど、これ

につきましても基本的には、何か問題が起こった時には、きちんと法 18 条に基づく報告徴収というのを実施しております、例えば、この平成 20 年度、19 年度、この辺りでは、問題、通報によって発覚したような問題もございまして、法に基づく報告徴収をして、その後、措置、改善命令などにつなげていったというケースがございます。

それから、産業廃棄物の処理実績報告書、これの定期の提出というのも要綱によって求めてございます。要綱によって求めておりますので法的強制力はないわけですが、きちんと明文で定めることによって、すべて適正に提出いただくという方針でやっているとございます。

それから、これは若干不法投棄の関係とも関連してまいりますけれども、日頃からきちんと最終処分場の中での不適正な処理を発見する努力をする一環といたしまして、スカイパトロールというのを実施しております。これは、県が持っておりますヘリコプター、防災ヘリコプターですけれども、そのヘリコプターと、あと県警のヘリコプターのご協力も得まして、このように空から処分場などを、何と言いますか、撮影すると。これによって、不適正な区域外での処理などの発見を容易にするというように取り組んでいるところでございます。

それから、その横でございまして、路上検問とあります。これも、路上で、あ、すみません、31 ページでございまして、31 ページに 2 つ写真がございまして。左の方がスカイパトロールという、こういうふうには空から偵察をしております。それからもう一つは路上検問で、特に県境なんかにおきまして、産業廃棄物を輸送している車両、これをチェックいたしまして、マニフェストなどが適切に処理されているかどうか、抜き打ちでチェックしていくというものでございます。このような取り組みを実施しております。

あと、休日の対応でございまして。これも前回の検証委員会におきまして、夜間休日における適正な監視というのが取りあげられたところでございまして、この点につきましても、これもメインは不法投棄でございまして、非常勤嘱託の職を設置しまして、休日を含む監視を実施しております。

それから次に、マニュアルを整備せよということでございまして、一つには、この事案の対応が速やかになされなかった原因として、どのような状況に至った場合に行政処分に移行し、どのような場合には行政指導をするのか、そのメルクマールと言いますか、移行の基準というのがなかなかなかった。あるいは適切な監視指導をするための方法について明確に決まったものがなかったというようなことが挙げられておったところでございます。

その反省を踏まえまして、立入検査実施要領というものを作成しております。これが、33 ページ以降でございまして、平成 21 年 4 月 1 日から施行致しましたものでございまして、詳細にわたって、立入検査の方法、あるいは方針というものが書いてあるものでございます。

時間の関係もありまして中身については若干はしよらせていただきますが、例えば 34 ページの下の方ですと、こういった事項に着目して立入検査を実施するという項目が列記されておりますほか、ページをめくっていただきますと、かなり細かい、どのような装備を持って立入検査をするべきか、あるいは、定期的な時系列的な状況変化を把握するために、どのように写真によってそれを把握していくかというようなやり方について

も規定をしておりますものでございます。

それから、さらにそのままめくっていただきますと、39 ページから先、「立入検査票」というのがございますが、非常に詳細なチェックリストを設けまして、これに沿って、漏れがないように、立入検査を厳格に実施していく、このような方策をとっておるところでございます。

それともう一つ、今度は行政処分に至る、先ほどの立入検査などによって違反を覚知するための方策ということでございますが、今度はその何か違反行為なりを覚知した場合に、いかなる場合に行政処分に移行するか、その場合の処分の量刑といいますか処分の軽重について明確にしておくことによって、行政処分に移行しやすくなるというようなことがございますので、その点について定めたものが、47 ページの「処分基準整理票」というものでございます。これは見ていただいた体裁のとおり、ホームページにも公表しておりますもので、県といたしましては、こういった違反が発見された場合にはこういう措置を取るのだ、ということがホームページ上でも公開されているというところでございます。48 ページ以降がその具体的な内容でございまして、この違反が確認されたら許可が取り消される、あるいはこの場合には事業停止が何日である、というようなことの基準が定められているというものでございます。

次に、行政処分についての内規がございまして。これは非常にセンシティブと言いますか、県としての細かい方針が書いてございます。ある意味、手の内をさらすような部分もございまして、非公開の情報という形で取り扱ってございまして、今回資料として委員の皆様には、県としてこのように定めているのだということをご参照いただくためにお配りしておりますが、ご覧頂いた後、回収させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今お配りいたしましたその産業廃棄物処理業者等行政指導内規、こちらによりまして、どういった場合にはどういう行政処分をするのか、といったことが表のような形で書いてございます。前の方には原則が掲げられてございまして、後ろの方にはその処分に移行する考え方、あるいはメルクマールに相当するようなそういったものが定められておるところでございまして、これに沿って厳格な対応というのを心掛けていくというわけでございます。

次でございまして、ご提言の中にそういったマニュアルを定めてこれを事業者公表せよと。それによって一定の県として厳格な対応をするということを知らしめる、あるいは抑止力を働かせる、そういった趣旨であろうかと存じますが、そういったことを心がけてやりなさいということでございました。

この点につきましては、先ほどの一番最初に出て参りました要綱、これは告示形式で定めておりますので、県公報にも載りますし、当然ホームページ上にも載せておるところでございまして、処分の基準についてもインターネット上で公開しておるところでございまして、あるいは、各種申請書の様式、記載事項などについても公表しておるところでございまして、先ほどの指導内規につきましては指導のいささか機微に係る部分でございまして、公開というのとはしておらないところでございますけれども、原則としてこういう違反に対しては、例えば処分を取り消すであるとか、事業停止何日という処分にするといったような先ほどの処分の整理票のようなものは公表しておるとい

ころでございます。

次、ページをめくっていただきまして、今度は必要な情報をきちんと整理するという観点からご指摘をいただいたところでございます。

一つは苦情対応であったり、行政指導、行政処分をした時の経過というものが、なかなかこう明確に整理されていないというようなご指摘がございました。あるいは、意思決定過程の記録が不十分であるというようなご指摘がございまして、それに対する対応でございます。

これは、先ほど出て参りました推進要綱という、最初にご紹介した県の要綱でございますが、それと、あと今ご参照いただきました指導内規におきまして、指導、行政指導は原則文書でやるんだと。それも確認票、指導票というフォーマットを定めまして、それによって行くと。その次でございますけれども、指導結果は記録して保存するというのを原則とするということを明示しておりますし、その他、立入の結果とか指導内容、これをどのような形でファイリングするのか、あるいは誰に報告するのか、こういったことについても、要領の中で定めておるというところでございます。

次が執行体制の話でございます。これにつきましては、平成 9 年ごろまでは非常に小さな体制でやっております、そのことが監視指導の不徹底というのを招いた要因ではないかというご指摘をいただいたところでございます。検証の中では平成 19 年まででありましたので、平成 9 年以降年々体制が強化されていくというところについては、一定のご評価をいただいたといえますか、少なくとも問題が発生した当時においては非常に体制が脆弱であったというご指摘をいただいたところでございます。

この点につきまして、50 ページにその後の人員の推移の表がございまして、50 ページ、「本庁および地方機関の廃棄物関係事務従事職員数の職種別の推移」という表でございますが、これが前回提言をいただいた頃の平成 19 年度以降の状況について記載したものでございます。

まず平成 10 年度から 23 年度まで、時期が下るに従いまして一般行政部門の職員数というのが非常に減少しております。1 割以上減少しているというところでございます。これは実は前回の検証委員会で俎上にあがっておりました平成 9 年あたりから一貫して減少しておるところでございますが、そういった中にありましても、この廃棄物関係の取り締まりなり指導をする、こういった職、というか分掌をしておる部門については、職員は重点的に手当てされているというところでございます。この本庁の合計というのが、その総人数の隣にあるわけでございますが、これはその右側の方に 3 つ並んでおります廃棄物指導担当、廃棄物監視取締対策室、最終処分場特別対策室、これらの職員の合計数が書いておるところでございます。総人員を見ますと、平成 20 年 21 年あたりが多くなっておりまして、まあ数人の差ではあるんですけども、22,23 がちょっと減っておるところでございますが、これは実は一つには大津市に権限が移行したということがございます。平成 21 年度、大津市が中核市になりまして、その関係で廃棄物処理法関係の事務も大津市に移管されたということでございます。本来ですと、それによって監視対象施設数も減ってございまして、事務の減少というのが出て参るところではあるんですけども、その点をそのまま人員の減少という形で措置するのではなくて、一定の人員体制をそのまま維持することによって、相対的に非常に強化されているという

部分がございます。

それから、専門家の配置について強化せよというご指摘もいただいたところでございます。これについては、本庁合計のところを見ていただきますと、若干人事異動によって増減ある年もございますけれども、着実に強化された状態が維持されているということではないかというところでございます。

さらに、数の話以外にも、本庁で施設関係の一元的な監視指導を行うという、事務の分掌の在り方の変更もございます。これは大津市が中核市になりましたことで、その事務が一部移行するというのに伴って、県庁のその職務の分担の在り方というのを再考いたしましたして、大規模な施設、そういったものについてはこれまで区域で割っておりまして、その区域にあればその地方事務所が所管、一義的にはそこで見ておるというような体制が一定あったわけでございますが、大規模な施設については本庁が一元的に管理するという形をとることによって、専門性もより高まりますし、あるいは類似の施設間での相対的な評価ということもできるようになるということで、人員自体は変わらずとも、より効果的、あるいは厳格な対応が可能になるというようなことが期待されるところでございます。

あるいは、4番目でございますけれども、処理施設を新設したり、あるいは変更許可をしたり、といった時には、環境アセスメントの報告をいただくわけでございますが、これは一義的にはその処理施設が所在しております地方機関が審査するわけでございます。

ただ、地方機関ですと、それほど大きな体制がないというところでございまして、それを補うために審査体制として環境影響調査連絡会というものを設けまして、各地方機関でそのような事務を担当している職員、これが定例的に月1回集まりまして、自分の所で担当している業務についての評価なり指導なりの在り方、そういったことについて協議をして一つの意見を形成していく、このような形で限られたリソースを最大限に活用していくというようなものでございます。

それから、当然のことながら、専門的能力を向上させるためには研修も重要でございますが、それは一番最初にご紹介させていただいた研修と重複しておりますのでここでは省略させていただきます。

あと、非常勤嘱託職員を配置している、不法投棄監視指導員という非常勤嘱託を配置して、これによってもマンパワーを補っているところでございますし、あるいは夜間休日のパトロールに際しては、警備会社に委託をする、こういった形で職員によって手当てできない領域についても、なんとかマンパワーを維持拡張するという取り組みをしておるところでございます。

それから3つめ、住民との連携強化についてもご提言をいただいております。これは一つには、住民の方々というのは、施設に非常に近い場所にいらっしゃるって、しかも24時間そこにいらっしゃるということで、県の立入検査などではなかなか把握できないような時間あるいはやり方でされる不適正処理などを把握しやすい立場にいる。そういった方々の、違反を察知しやすいという立場を、県としても違反行為の是正というのに結びつけるための努力をするべきであるというのが一点。それから住民の方々取締にあたる都道府県なり廃棄物処理業者なりの間の信頼関係が失われるというのが問題を非常に大きくする要因だと。特にRD事案においては、県と住民との間の信頼関係が崩

れたというのが、問題が長期化し、拡大する要因であったというふうにご指摘いただいております。

ですので、それに対する対応というのはいくつか講じておるところでございます、そういう一つには、立入検査結果概要を公表しておると。これは 51 から 55 ページあたり、どのくらい立入検査をしたか、あるいはその立入検査において焼却施設などがある場合に、そこのダイオキシンの測定をしておるわけでございますが、そういった結果についても公表をしておるところでございます。

それから先ほど申しましたように、処分基準なども明確にしておりますし、あと、行政処分を行った場合には、その旨、事業者名も含めて公表することによって県民に対して適正に処理されているという信頼を得るべく努力しているところでございます。

あと、要綱の説明のところ、行政指導によってではございますけれども小規模施設に対して事前審査の手続きを設けておるというご説明させていただきましたが、そのような形で法律上は対象にならない小規模の施設、あるいは小規模な変更、こういったことについても一定指導することによって、地元での説明会を開催する、あるいはアセスメントの結果を提出させる、こういった形で地元に対して、何が行われているのかということについての透明性を高めていく、こういった取り組みもしておるところでございます。

それから (4) でございますが、住民から積極的に情報を収集する、そういう努力といたしまして、これは専ら不法投棄の方がたくさんやっているものでございますけれども、例えば 56 ページから 57 ページ、こちらの方に「廃棄物の不法投棄に係る情報提供に関する協定書」という例がございますが、例えば郵便局であったり、後ろ、57 ページにその対象の施設の一覧がございますけれども、郵便局であったり JA であったり森林組合であったり、あるいはトラック協会、最近ですと中日本高速道路株式会社、こういった日常的に車で巡回をしておられるような事業者様と協定を結びまして、何か不適正な事案を発見した時には県に通報をいただくというような取り組みを進めております。

あるいは、その次でございますけれども、地元の方々とは県と業界の方、こういった方が共同で、不法投棄されたような廃棄物の撤去を行うというような事業を実施しておるところでございます。これにつきましては、実際の発見それから撤去というのは地域住民のボランティアの方々が主体になっていただき、県はそれに対して財政上の支援をする。業界はそれに対して、例えば車両を提供するとか、そういった形で協力することによって、責任者が不明であって放置されているような不法投棄事案、こういったものの早期の解決のために協力して取り組んでいる、こういう事業をやっているところでございます。

それから最後でございます。不法投棄 110 番ということで、無料の専用電話を設けまして、そのような連絡のアクセスをしやすくなるように取り組んでおる、こういった取り組みを全体として進めておるところでございます。

これらご提言いただいた事項につきましての県の現状での取り組み、幅広いご提言をいただいておりますので、散文的と言いますか、広い範囲のものになりましたけれども、このような取り組みを現在進めておるところでございます。

委員長：以上でこの、先の検証委員会が提言したそういう再発防止策ですね、これについて以後取り組んだ内容を文章、そしてちゃんと表にもまとめてもらってるので、今までのところで何かご意見ご質問ございませんか。委員の皆さんから。

委員長：環境分野の専門職の強化というので環境行政職っていうのを新設したっていうんだけどね、これは県の職員の採用の項目かなんかにもなるんですか。

事務局：そうです。採用の試験区分として設けておまして、

委員長：試験区分にも入るわけですね。これはあの結局、そのなんていうんですか、技術職っていうか、事務職じゃないわけですね。

事務局：あの、配置としては事務職になるんですね。ただ、そのなんていうんですか、資格に関しましては、技術と事務と両方持った形で試験等を。

委員長：ああ、そうなんですか。

事務局：ですから、職としては主事という形になります。ただ中身は技術的な話。

委員長：それで結局これはね、採用する時には、今度採用されるというか、応募する人ってのは、そういう意識でくるけどね、現在もう既に職員の方はね、ここのその環境行政職ということで振られた人がいるわけでしょう。

事務局：いえ、それは採用の試験区分でございますので、例えば行政職で入ってその後変わるということは想定されておりません。

委員長：それじゃあこれ、設けられた時からのそういう肩書みたいなものになるわけで、その以前の方はこれには該当しないわけですね。

事務局：そうです。

委員長：ああそうですか。これはわかりやすい。

事務局：土木職とか化学職とかいうのと同じように、職種として設けて採用するということで。

委員長：ああ、そういうことなんですね。じゃあ以前の方はこれには入らないね。わかりました。

何か他にありませんか。特にお尋ねになることございませんか。また後で、これを検討したらちょっとわからんところが出てきた、という場合は事務局の方にお尋ねいただ

いたらいいと思います。

事務局：はい。

委員長：それでは時間の関係もあるしね、最後のところですね。いわゆる責任問題についての、そういう廃棄物の不法投棄に関わった RD 社ということになるんでしょうけど、そこに対する責任追及の問題ですね。

事務局：すみません、次の議題に入ります前に、

委員長：事業者の責任追及に係る現在の取組状況。

事務局：先ほどお配りしました資料を回収させていただきたいので。

委員長：事業者の責任追及に係る現在の取組状況についてというのは、これはあの若干非公開にする必要があるというような事務局の考え方もあるんですけども、今日は傍聴者居てないからいいわけですか。

事務局：記者の方が。個人的なご氏名とか、あれが入りますので、記者の方がおられると公開になってしまうので、ちょっと。

委員長：ああそうか、記者の方おられるわけね、今日はね。じゃあこれからちょっと事業者の責任追及に係る現在の取組状況についてというのを我々議案として取り上げて検討しますので、先ほど一番最初に申し合わせしましたように、この滋賀県の情報公開条例におけるいわゆる適用除外条項というか、その条項に該当するものがあるというので、これから先は非公開にしたいと思いますので、関係の方以外は恐縮ですけども、退出いただくということでよろしく願いいたします。

以上